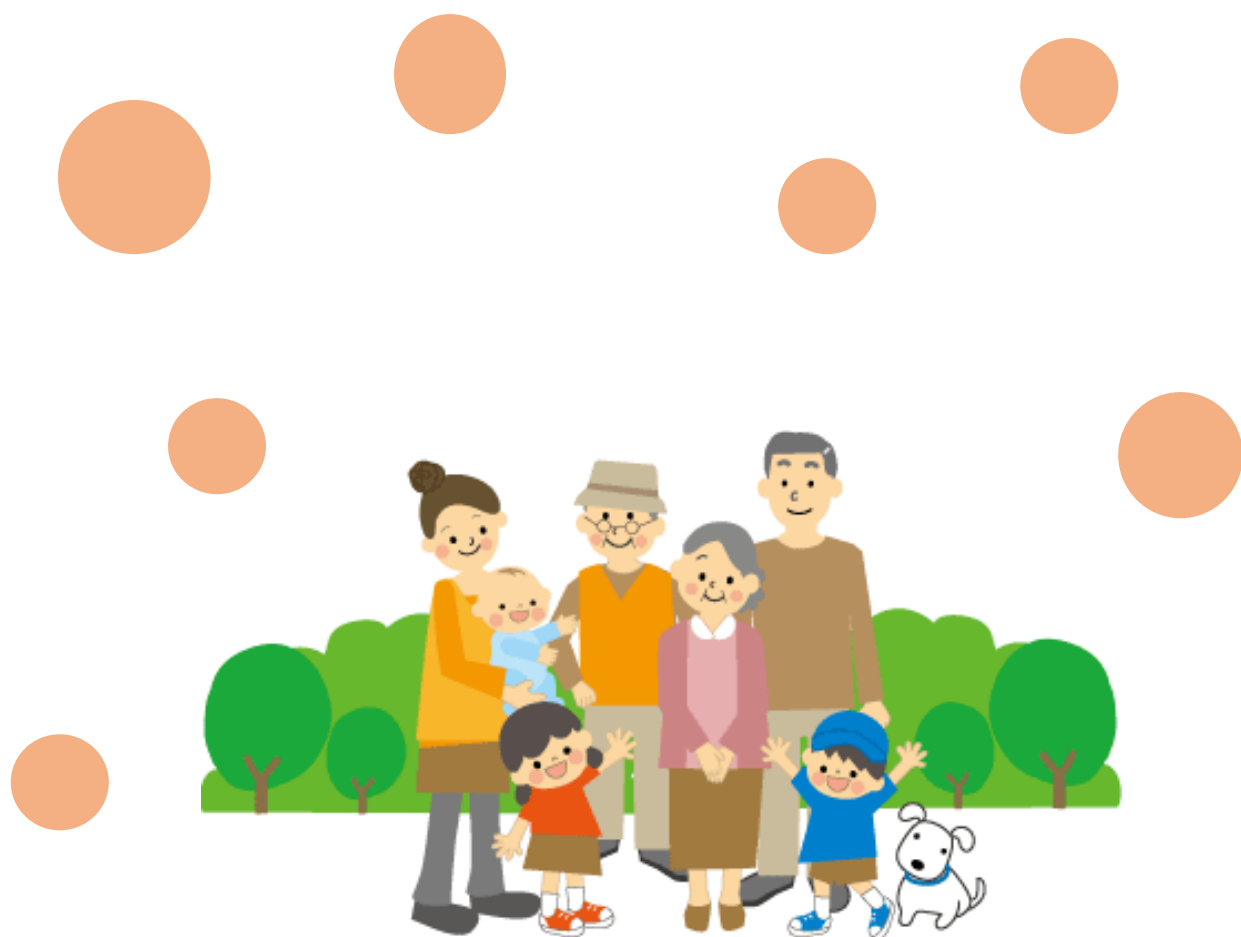




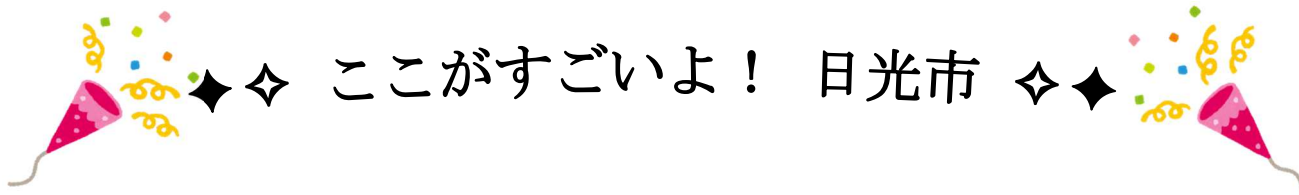
日光市子育て支援サービスガイドブック

すくすく子育てにっこい日光



令和5年5月（改訂）

日光市健康福祉部子ども家庭支援課



◆ ◆ ここがすごいよ！ 日光市 ◆ ◆

◆ こども医療費は高校3年生相当まで助成します！

◎県内では対象年齢が中学3年生までのところもあるなか、日光市は県内でいち早く高校3年生相当まで対象年齢を引上げ、県内医療機関窓口で医療費の支払いを不要としました！

【現物給付方式】

◎県外医療機関や入院時食事療養費も、支払い後に市に助成を申請すれば助成の対象となります！

【償還払い方式】

⇒詳細は 28 ページへGO！ （※対象は、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）

◆ 妊娠から出産までを手厚くサポート！

◎妊産婦医療費、妊産婦健康診査費を手厚く助成します！

◎妊娠届出時に「出産応援給付金(5万円)」を、出産後に赤ちゃんの人数分の「子育て応援給付金(5万円)」、「すくすく赤ちゃん券(おむつ・授乳関連用品に使える金券3万円分)」を支給します。

⇒詳細は 29、38 ページへGO！

◆ 保育園や幼稚園の保育料を第2子から軽減します！

◎保護者の経済的な負担の軽減を図るため、保育園及び認定こども園保育部分に通う0～2歳児クラスのお子さんは保育料が第2子は半額、第3子以降は無料、保育施設及び幼稚園に通う3～5歳児クラスのお子さんは第3子以降副食費が免除となります！所得制限・年齢制限もありません！

◆ 放課後児童クラブの利用料を3人目から減免します！

◎市内の児童クラブに同世帯から3人以上同時入所している場合、3人目以降の利用料が無料になります！さらにひとり親世帯の経済的な負担を軽減するため、児童扶養手当全額受給世帯の利用料を半額とする減免制度を追加しました！

◆ 便利な「日光市ニコニコ子育て応援サイト」！

◎お子さんの予防接種のスケジュール管理、各種健診、保育園や幼稚園といった子育て支援施設情報、子育てイベント、各種手当など、子育てに関する情報が携帯から手軽に確認できる「**日光市ニコニコ子育て応援サイト**」をぜひご利用ください！

無料で使えるのはもちろん、「マイメニュー登録」をすると、お子様の予防接種スケジュールに従って“接種日おしらせメール”が届きます！この他、日光市からのおしらせメールなどが配信されます。



※パケット代などの通信費はご自身の負担となります。

※「マイメニュー登録」をしなくても各種情報はご覧になれます。

もくじ

1. 日光市の保育施設等 P1～6

- 保育施設と保育サービス一覧
- 保育施設等の保育サービス
 - 延長保育、一時保育、休日保育、病児保育、病後児保育、障がい児保育、育児相談
- 保育型児童館
 - 園庭開放、にこにこひろば

2. 日光市の幼稚園 P7～8

- 日光市内幼稚園一覧
- 子育て支援
- 障がい児の受け入れ

3. 子どもの居場所づくり P9～13

- 親子で楽しめる場所(未就学児と親の居場所)
- 休日の児童の預かり(小学生の日曜日の預かり)
- 児童館(18歳までの子どもの居場所)
- たんぽぽ広場
- 放課後児童クラブ(小学生の放課後等の居場所)

4. 支援を必要とする子どものために P14～16

- 障がい児保育
 - 保育園における障がい児保育、幼稚園における障がい児の受け入れ
- 障がい児の短期入所
- 児童の発達への支援
 - 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、あおぞら教室、子育て教室
早期教育相談室「たんぽぽ」

5 幼児教育・保育の無償化 P17～19

- 保育園・認定こども園・幼稚園等
- 認定こども園・幼稚園の預かり保育
- 認可外保育施設等
- 企業主導型保育事業

6. 困ったときは…子育てについての相談先 P20～26

- 赤ちゃんについての相談
 - 赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査・健康相談、家庭訪問による在宅育児の支援
- 未就学児についての相談
 - 地域子育て支援センター「ほかほか」、ひろば、ニコニコ子育て電話相談
- 子育てや児童に関する相談
 - 日光市家庭児童相談室、あおぞら教室、子育て教室、早期教育相談室「たんぽぽ」
- 休日の急患についての相談
 - 休日急患こども診療所
- 突然の病気や誤飲の時には
 - とちぎ子ども救急電話相談、中毒 110 番(財)日本中毒情報センター
- 一時的に子どもを預かって欲しい時には
 - 日光市ファミリー・サポート・センター
- 児童虐待かも?…と思ったら
 - 体罰の禁止、児童虐待とは、虐待を受けたと思われる児童を発見したときは

7. 子育て世帯への支援（助成・手当・貸付等） P27～42

- 医療費等の助成、支援
 - こども医療費、妊産婦健康診査、妊産婦医療費、新生児聴覚検査、不妊症対策支援、不育症対策支援、ひとり親家庭医療費、養育医療費、育成医療費、予防接種
- 各種手当
 - 児童手当、児童扶養手当、出産・子育て応援給付金、すくすく赤ちゃん券、遺児手当
- 貸付制度
 - ひとり親家庭への貸付制度(母子父子寡婦福祉資金貸付金制度)
- 小中学校に入学予定のお子さんがある世帯への支援
 - 入学準備金の支給(就学援助制度)
- 小中学生がいる世帯への支援
 - 就学援助制度(準要保護)、通学費補助制度

8. 楽しく子育て…教育・子育て情報 P43

- 家庭教育
 - 親力アップ子育てセミナー
- 青少年教育
 - 自然体験事業、研修事業

1. 日光市の保育施設等



○保育施設と保育サービス一覧

～ 公立・私立保育園、民間小規模保育事業所、

保育所型・幼保連携型認定こども園、認可外保育施設 ～

保育施設等は、保護者の就労や出産前後、病気などのために、児童の保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育をすところす。

認可外保育施設は、乳幼児の保育を目的とする施設で、知事の認可を受けていない施設を総称したものです。認可外保育施設に対しては、市が認可外保育施設指導監督基準に基づいた立ち入り調査を行い、適正な保育が行われるよう指導しています。

日光市内保育施設一覧

保育施設等			所在地	電話番号	保育サービス			
					延長	一時	休日	病後児
今市地域	公立	並木保育園	日光市瀬川1316-1	0288-21-0616	○	○		
		せせらぎ保育園	日光市瀬尾81-2	0288-21-2271	○			
		原町みどり保育園	日光市平ヶ崎132-2	0288-22-4588	○			
		しばやま保育園	日光市荊沢540-3	0288-22-4763	○			
	私立	大沢保育園	日光市大沢町62-1	0288-26-0113	○			
		芹沼保育園	日光市芹沼892	0288-22-7171	○			
		さかえ保育園	日光市木和田島1373-72	0288-26-0720	○		○	
		明神保育園	日光市明神274-1	0288-27-3211	○			○
		宝珠保育園	日光市土沢1216	0288-22-6464	○			
		杉の子保育園	日光市今市72-1	0288-21-2826	○			
	(幼保連携型認定こども園) 私立	認定こども園今市中央幼稚園	日光市今市本町8-16	0288-22-4625	○			
		認定こども園聖ヨゼフ幼稚園	日光市瀬川199	0288-22-3889	○			
		認定こども園長畑幼稚園	日光市長畑3084	0288-27-0687	○			
(小規模) 私立	もりとも保育園	日光市森友785-1	0288-25-6991	○				
日光地域	公立	日光保育園	日光市御幸町6-1	0288-54-0892	○			
		所野保育園	日光市所野689-8	0288-53-1411	○	○		○
		中宮祠保育園	日光市中宮祠2478-1	0288-55-0258	○			
	(幼保連携型認定こども園) 私立	認定こども園清滝幼稚園	日光市清滝安良沢町1728-1	0288-53-3767	○			

保育施設等			所在地	電話番号	保育サービス			
					延長	一時	休日	病後児
藤原地域	公立	三依保育園	日光市中三依835-1	0288-79-0010	○			
	私立	清流保育園	日光市藤原29-1	0288-25-6411	○			
		すくやか保育園	日光市鬼怒川温泉大原2-24	0288-25-5600	○	○	○	○
足尾地区	(保育所型認定) 公立	足尾認定こども園	日光市足尾町赤沢6-5	0288-93-2091	○			
認可外保育施設	公立	小来川保育園	日光市中小来川2612-2	0288-63-3801	○			
		落合児童館	日光市文挾町38	0288-27-0058				
	私立	きらきら保育園	日光市猪倉2537-1	0288-23-8103	保育サービスについては各施設へご確認ください。			
		企業主導型保育事業所 みらいのき	日光市板橋178-29	0288-25-3131				
		宇都宮ヤクルト販売株式会社鬼怒川保育所	日光市芹沼1766-90	0288-31-1002				
		宇都宮ヤクルト販売株式会社杉並木保育所	日光市平ヶ崎836-28	0288-21-2807				
		宇都宮ヤクルト販売株式会社大沢保育所	日光市土沢557-94	0288-32-2123				
		株式会社近代ビル管理社たんぼぼ託児所	日光市鬼怒川温泉大原680	0288-77-2657				
		特別養護老人ホームさんらいず託児所	日光市塩野室町1504-2	0288-32-6105				
		伊藤栄美(キッズライン)						
		特定非営利活動法人 楽ッ子の会		090-7944-9094 平井(コーディネーター) (午前9時～午後9時)				

※障がい児保育と育児相談は全認可保育施設で受付しています

※認可外保育施設については、各施設へ直接お問い合わせください

※認可外保育施設への申し込みや保育料などについては、各施設へ直接お問い合わせください

※キッズライン … 自分の条件に合うベビーシッターを自分自身で探してインターネットサイト上から依頼
することができるマッチングサービス事業 【 <http://kidsline.me> 】

【問い合わせ先】 保育課 保育係 ☎0288-21-5186

または各保育施設等



○保育施設等の保育サービス

保育施設等では多様な保育サービスを行っています。事前に登録が必要になりますので直接保育施設等にご連絡ください。

●延長保育

保護者の就労事情に応じて、認定を受けた利用時間以上に保育が必要な場合に利用できます。
(延長保育時間は施設により異なります)

実施保育施設	費用
・公立保育園 ・保育所型認定こども園	1回250円 (ただし、月2,500円を限度とする。)
・私立保育園 ・民間小規模保育事業所 ・幼保連携型認定こども園	施設により異なります。

●一時保育

保育施設に入園していない乳幼児が、次のような理由で緊急または一時的に保育が必要な場合に利用できます。

【預けることができる理由】

- 保護者がパートタイマーなどの短時間や断続的な就労のため、週3日程度保育を必要とする場合。
- 保護者が病気・出産・介護・冠婚葬祭など緊急に保育を必要とする場合で、期間は2週間以内。
- 保護者の育児リフレッシュなどの、私的な理由で保育を必要とする場合。
- 保育の必要性の対象とならない、障がいのある子どもが体験的に保育施設に入園する場合など。

【対象児】 生後3か月から小学校就学前までの児童

【費用】 公立保育園・・・3歳未満1時間300円、3歳以上1時間200円

※すくやか保育園については直接施設にお問い合わせください。

	実施施設	所在地	電話番号
公立	並木保育園	日光市瀬川1316-1	0288-21-0616
	所野保育園	日光市所野689-8	0288-53-1411
私立	すくやか保育園	日光市鬼怒川温泉大原 2-24	0288-25-5600

●休日保育

保育施設に入園している児童で日曜日などの休日にも保護者が仕事のため保育できない場合にお預かりします。

【費用】 3歳未満は一日2,000円 3歳以上は一日1,500円

	実施施設	所在地	電話番号
私立	さかえ保育園	日光市木和田島1373-72	0288-26-0720
	すくやか保育園	日光市鬼怒川温泉大原2-24	0288-25-5600

●病児保育

病気の治療中や回復期であり集団生活が困難な時期に保育を行います。

【対象児童】 生後3か月から小学6年生までの児童

【費用】 一日2,500円(世帯の所得状況に応じて軽減されます)

実施施設	所在地	電話番号
済生会宇都宮病院 「おはなほいくえん」	宇都宮市竹林町941-3	028-678-9600

●病後児保育

病気やケガの回復期であり集団保育が困難な時期に保育を行います。

【対象児童】 乳幼児及び小学校3年生までの児童

【費用】 一日2,000円(世帯の所得状況に応じて軽減されます)

	実施施設	所在地	電話番号
公立	所野保育園「ほほえみ」	日光市所野689-8	0288-53-1411
私立	明神保育園「あいあい」	日光市明神274-1	0288-27-3211
	すくやか保育園「すくすく」	日光市鬼怒川温泉大原2-24	0288-25-5600

※その他、日光市ファミリーサポートセンター(☎ 0288-21-4152)で病児・病後児・軽病児の預かりも行っています。

●障がい児保育

心身に障がいのある児童(日々通所でき、集団保育が可能な児童)をお預かりします。

【実施施設】 全保育施設

●育児相談

入所児の保護者や地域の子育て家庭を対象に相談を受付しています。

【実施施設】 全保育施設

○保育型児童館

保育型児童館は、満3歳から小学校に達するまでの幼児の集団保育を行っています。

保育型児童館

名称	所在地	電話
落合児童館	日光市文挾町38	0288-27-0058

●園庭開放

保育型児童館では、地域の親子に園庭を解放し、地域の皆さんとの交流を深めています。

【開設日時】 月曜日～金曜日、午前10時～11時30分

【問い合わせ先】 各保育型児童館

●にこにこひろば

保育型児童館では、親子の自由あそびや、情報交換の場として、にこにこひろばを開設しています。園児との交流や、子育ての相談にも応じます。開設日であれば、いつでも大丈夫です。

【開設日時】 ※にこにこひろば おちあい

第2・第4木曜日

※4月・8月・3月及び祝日はお休みです。

【問い合わせ先】 各保育型児童館



2. 日光市の幼稚園



幼稚園は、満3歳から小学校に達するまでの幼児に適切な環境を与えてその心身の発達を助長する教育施設です。

○日光市内幼稚園一覧（日光市内の幼稚園は全て私立幼稚園です）

園名	所在地	電話
今市幼稚園	日光市今市710	0288-21-1651
認定こども園今市中央幼稚園	日光市今市本町8-16	0288-22-4625
認定こども園聖ヨゼフ幼稚園	日光市瀬川199	0288-22-3889
認定こども園長畑幼稚園	日光市長畑3084	0288-27-0687
認定こども園清滝幼稚園	日光市清滝安良沢町1728-1	0288-53-3767
輪王寺附属日光幼稚園	日光市山内2383	0288-54-0814
きぬ川幼稚園	日光市鬼怒川温泉滝857	0288-77-0214

○子育て支援

幼稚園では、特色のある子育て支援を行っています。実施内容は幼稚園によって異なりますので、各幼稚園に直接お問い合わせください。

【預かり保育】

働く保護者のために夕方までお子さんをお預かりする「預かり保育」を実施しています。急用の際にも利用できます。

【子育てに関する悩み相談】

乳幼児を子育て中の保護者を対象に、幼児期全般における様々な課題や悩みに対し、アドバイスします。

【未就園児の親子登園】

未就園児を対象に幼稚園施設の開放や、親子教室を開催しています。園児や同年代の子ども同士とのふれあい、子育て仲間づくり、情報提供などを行っています。

【学童保育(放課後児童クラブ)】

小学生を対象に、放課後の児童の保護と教育面でのサポートを行っています。預かり保育の園児たちとの異年齢の交流もあります。

○障がい児の受け入れ

幼稚園では、心身に障がいのある児童(集団活動が可能な児童)の受入を行っています。

【問い合わせ先】 各幼稚園

3. 子どもの居場所づくり



○親子で楽しめる場所（未就学児と親の居場所）

「地域子育て支援センター」や「ひろば」は、親子で楽しんだり、子育て中の仲間が集まったり、保育士が子育ての相談にのったりできる、親子で一緒に過ごす場所です（子どもの預かりはしておりません）。

「地域子育て支援センター」では情報提供、子育てサークルの育成・支援、育児講座の実施など様々な子育て支援事業を行っています。お気軽にご利用ください。

名 称	所在地	電 話	対 象	開設日時
地域子育て支援センター「ぼかぼか」	日光市今市412-1 日光ランドマーク3階 (かましん日光ランドマーク店が入っている建物内)	0288-22-2299	就学前 の親子	【こどもひろば】 ○月～土曜日 午前 9時30分～12時 午後 12時30分～ 4時 ○日曜日・祝日 午前 10時00分～12時 午後 12時30分～ 3時 【相談業務】 ○月～土曜日 午前8時30分～午後5時 ※年末年始を除く
日光親子ふれあいひろば	日光市花石町1942-1 日光福祉保健センター内	0288-54-3001		○月～金曜日 午前10時～午後3時 ※祝日、年末年始を除く
鬼怒川親子ふれあいひろば	日光市藤原29-1 清流保育園内	0288-25-6413		

【問い合わせ先】 地域子育て支援センター「ぼかぼか」 ☎0288-22-2299
 保育課 保育環境係 ☎0288-21-5186

○休日の児童の預かり（小学生の日曜日の預かり）

保護者の就労支援のため、日曜日（第3日曜日・祝日を除く）に小学生の預かりを実施しています。

名 称	所在地	電 話
下原児童クラブ(下原児童館内)	日光市鬼怒川温泉大原2-24	0288-76-2355

【開館日時】 日曜日(第3日曜日・祝日を除く) 午前8時～午後6時 ※事前申込制です。

【費 用】 児童1人につき1回 1,000円

(放課後児童クラブ利用料の減免制度が適用になります。)

○児童館（18歳までの子どもの居場所）

地域の健全な児童育成のため、子どもたちが自由に遊び場を共有し、触れ合い、学び合う施設です。親子教室など各種行事も行っています。

※保育型児童館とは内容が違いますのでご注意ください。

※どなたでも利用できますが、未就学児については保護者同伴でのみ利用可能です。

名 称	所在地	電 話	開館日時
下原児童館	日光市鬼怒川温泉大原2-24	0288-76-2355	○月～金曜日 午前10時～午後6時 ○土曜日、長期休業中 午前8時～午後6時 ※年末年始、祝日は休館
清流児童館	日光市藤原29-1	0288-25-6412	○月～金曜日 午前10時～午後6時30分 ○土曜日、長期休業中 午前8時～午後6時30分 ※年末年始、祝日は休館

○たんぼぼ広場

地域の子育て支援事業の促進と、世代間の交流や対話の場として、現在市内に2か所設置しています。

○小来川小学校区

名 称	所在地	電 話
小来川たんぼぼ広場	日光市中小来川2817	0288-63-3611

【開館日時】 月曜日～金曜日、下校時～午後6時（土、日、年末年始、祝日は休館）

※長期休業中は午前10時～午後6時（午前8時～午前10時までは集団預かり援助事業があります。）

○中宮祠小学校区

名 称	所在地	電 話
中宮祠たんぼぼ広場	日光市中宮祠2478	0288-55-0229

（開館日時） 月曜日～金曜日、下校時～午後6時（土、日、年末年始、祝日は休館）

※長期休業中は午前9時～午後4時、利用状況により変更となる場合があります。

【問い合わせ先】…各施設 または 保育課 保育環境係 ☎0288-21-5186

○放課後児童クラブ（小学生の放課後等の居場所）

放課後児童クラブは、就労（過程における家事を除く）等の理由により、保護者等が昼間家庭にいない児童に対し、その健全な育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供しています。日光市では、児童福祉に関わる各種団体に運営を委託しており、地域の特性や児童の個性に合わせた、特色のある運営を行っています。

児童の保育・指導に係る飲食代・原材料等の保護者負担があります（一部減免制度があります）。

入会の基準

放課後児童クラブは、次の要件をすべて満たしている場合に入会することができます。

1. 市内の小学校に在籍し、保護者等の就労・病気・出産・同居の親族の介護等の理由により、放課後等に適切な保育を受けられない児童。
2. 集団生活が可能である児童。

利用料減免制度

以下の場合に利用料が減免になります。

1. 同一世帯から3人以上同時に入所している場合、3人目以降の利用料無料。
2. 児童扶養手当全額受給者の場合、入所児童の利用料半額。

入会申込・減免等問い合わせ先

入会申込、減免制度については、下記児童クラブまたは委託団体までお問い合わせください。

委託団体	所在地	電話番号
公益社団法人 日光市シルバー人材センター	日光市今市 1659-10	0288-22-6687
学校法人大島学園 認定こども園今市中央幼稚園	日光市今市本町 8-16	0288-22-4625
社会福祉法人 禎祥会(さかえ保育園)	日光市木和田島 1373-72	0288-26-0720
社会福祉法人 明神保育園	日光市明神 274-1	0288-27-3211
学校法人普門寺学園 認定こども園長畑幼稚園	日光市長畑 3084	0288-27-0687
特定非営利活動法人 毎日クリスマス	日光市佐下部 305	0288-21-7030
特定非営利活動法人 和音 (いのくら児童クラブにご連絡ください)	日光市猪倉 3331-6 (いのくら児童クラブ)	0288-26-6466 (いのくら児童クラブ)
学校法人清滝学園 認定こども園清滝幼稚園	日光市清滝安良沢 1728-1	0288-53-3767

※児童クラブで支援員として働きたい方は各委託団体にお問い合わせください。

放課後児童クラブ一覧

小学校区	児童クラブ名	電話番号	委託団体
今市小学校	さくら児童クラブ第1、第2、第3	0288-22-6704	シルバー人材センター
今市第二小学校	だいや児童クラブ第1	0288-22-5700	シルバー人材センター
	だいや児童クラブ第2	0288-21-0244	シルバー人材センター
	だいや児童クラブ第3	0288-22-7715	シルバー人材センター
今市第三小学校	なかよし児童クラブ第1～第4	0288-21-0994	シルバー人材センター
	わんぱくクラブ第1、第2	0288-22-4625	認定こども園今市中央幼稚園
	今三あおぞら児童クラブ	0288-22-6411	毎日クリスマス
南原小学校	みなみはら児童クラブ第1、第2	0288-26-3462	シルバー人材センター
	みなみはら児童クラブ第3、第4	0288-26-1946	シルバー人材センター
	むんつけら児童クラブな組	0288-26-2097	さかえ保育園
	むんつけら児童クラブわ組	0288-26-2097	さかえ保育園
	みょうじん保育園児童クラブ 「遊びは勉強 友達は先生」	0288-27-3211	明神保育園
落合東小学校	おちあい児童クラブ第1	0288-27-0411	シルバー人材センター
	おちあい児童クラブ第2	0288-27-0066	シルバー人材センター
落合西小学校	にこにこ児童クラブ	0288-27-0687	認定こども園長畑幼稚園
大桑小学校	とよおか児童クラブ第1	0288-21-8563	シルバー人材センター
	とよおか児童クラブ第2、第3	0288-21-7727	シルバー人材センター
轟小学校	轟児童クラブ	0288-21-8860	毎日クリスマス
大沢小学校	おおさわ児童クラブ第1	0288-26-4919	シルバー人材センター
	おおさわ児童クラブ第2～第5	0288-26-0307	シルバー人材センター
大室小学校	みどりっ子児童クラブ第1、第2	0288-26-4200	シルバー人材センター
	みどりっ子児童クラブ第3	0288-26-0108	シルバー人材センター
	第2みどりっ子児童クラブ-1、2	0288-26-4641	シルバー人材センター
猪倉小学校	いのくら児童クラブ第1	0288-26-6311	和音
	いのくら児童クラブ第2	0288-26-6466	和音
小林小学校	こばやし児童クラブ第1、第2	0288-26-8600	シルバー人材センター
日光小学校	ひまわり第1クラブ	0288-54-0401	認定こども園清滝幼稚園
日光小学校	ひまわり第2、第3クラブ	0288-53-0301	認定こども園清滝幼稚園
清滝小学校	バンビクラブ清滝	0288-53-4552	認定こども園清滝幼稚園
安良沢小学校	バンビクラブ安良沢	0288-53-3531	認定こども園清滝幼稚園
足尾小学校	足尾小ゼブラクラブ	0288-93-4881	シルバー人材センター

【問い合わせ先】 保育課 保育環境係 ☎0288-21-5186

4. 支援を必要とする子どものために



○障がい児保育

●保育園における障がい児保育

心身に障がいのある児童(日々通所でき、集団保育が可能な児童)を保育園でお預かりします。

【実施保育園】 全保育園

【問い合わせ先】 保育課 保育係 ☎0288-21-5186

または各保育園(P2～3)

●幼稚園における障がい児の受け入れ

幼稚園では、心身に障がいのある児童(集団活動が可能な児童)の受入を行っています。

【問い合わせ先】 各幼稚園(P8)

○障がい児の短期入所

在宅の心身障がい児を介護している方が、病気などの理由により一時的に介護が困難になるような場合、障がい児(者)施設を短期間利用できます。

施設名	住 所	電話番号
夢っ子	日光市森友 1517-117	0288-32-2280
みどりのき(すぎなみき学園)	日光市板橋 435-5	0288-25-3131
短期入所事業所 散歩道	日光市大沢町 36-6	0288-23-8211

【問い合わせ先】 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0288-21-5174

○児童の発達への支援

●児童発達支援

未就学の障がいのある児童を対象に、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を行っています。

【対 象】 療育の観点から個別、療育、集団療育を行う必要が認められる児童

施設名	住 所	電話番号
こども発達支援センターつばさ園	日光市平ヶ崎 109 (今市保健福祉センター内)	0288-22-2251
みんなのき	日光市板橋 435-5	0288-25-3131
ミニヨンズラボ	日光市芹沼 1615-3	0288-25-5217
ロッセア	日光市森友 1599-12	0288-25-7117
sanit	日光市今市本町 25-1 2階	0288-25-3203

【問い合わせ先】 つばさ園は直接施設へお問い合わせください。

つばさ園以外 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0288-21-5174

●保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

施設名	住 所	電話番号
こども発達支援センターつばさ園	日光市平ヶ崎 109 (今市保健福祉センター内)	0288-22-2251

【問い合わせ先】 直接施設へお問い合わせください。

●放課後等デイサービス

学校に就学している障がいのある児童を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中において 生活能力向上のための訓練等を行っています。

施設名	住 所	電話番号
こども発達支援センターつばさ園	日光市平ヶ崎 109 (今市保健福祉センター内)	0288-22-2251
のあの杜	日光市野口 702	0288-25-3523
みんなのき	日光市板橋 435-5	0288-25-3131
みどりのき(すぎなみキッズ)	日光市板橋 178-29	0288-25-3294
夢っ子	日光市大沢町 274	0288-32-2280
トム・ソーヤ	日光市今市 703	0288-25-3000
トム・ソーヤ②	日光市今市 622-2	0288-25-3936
ロビンフッド	日光市今市 622-2	0288-25-7036
放課後等デイサービスあさがお	日光市大室 1061-1	090-5316-5135
ロッビア	日光市森友 1599-12	0288-25-7117
Sanit	日光市今市本町 25-1 2階	0288-25-3203

【問い合わせ先】 つばさ園は直接施設へお問い合わせください。

つばさ園以外 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0288-21-5174

●あおぞら教室

言葉やコミュニケーションに心配のあるお子さんに対し、言語聴覚士による相談を行っています。

【問い合わせ先】 健康課 ☎0288-21-2756(日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内)

●子育て教室

子育てに不安や悩みのある方に対し、臨床心理士による相談を行っています。

【問い合わせ先】 健康課 ☎0288-21-2756(日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内)

●早期教育相談室「たんぽぽ」

障がい等の課題をかかえるお子さんの教育や指導を行っています。

【問い合わせ先】 栃木県立今市特別支援学校 ☎0288-22-6417(日光市瀬尾1640-22)

5. 幼児教育・保育の無償化



幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

○保育園・認定こども園・幼稚園等

- 保育園、認定こども園、幼稚園等を利用する3歳から5歳までの利用料が無償化となります。
- 無償化となる期間は、保育園及び認定こども園は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費、保育施設の延長保育料などは保護者の負担であり、施設に直接支払います。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯と第3子以降の子どもについては、食材費のうち副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 新制度未移行幼稚園については、無償化となるための認定や、市区町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、事前にご相談ください。月額 2.57 万円までの利用料が無償化となります。
- 0歳から2歳までは、住民税非課税世帯かつ保育の必要性のある子どもたちを対象として、保育料が無償化となります。

○認定こども園・幼稚園の預かり保育

- 無償化の対象となるためには、住民登録のある市区町村に施設等利用給付認定申請をして「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※原則、在園している施設を経由しての申請となります。
「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(保育施設の利用と同等の要件)があります。
- 幼稚園の利用に加え、ひと月の預かり保育利用日数に 450 円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、小さい方が月額 1.13 万円まで無償となります。
- 日光市内の認定こども園及び幼稚園の預かり保育の利用料は現物給付です。現物給付とは、利用者の施設への支払い及び利用者の市への請求を省略し、施設が利用者に代わり、市から利用料を受け取る方法です。

○認可外保育施設等

- 無償化の対象となるためには、住民登録のある市区町村に施設等利用給付認定申請をして「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
※「保育の必要性の認定」については、就労等の要件(保育施設の利用と同等の要件)があります。
- 3歳から5歳までは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯は月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。これらの事業を複数利用している場合、合計して月額上限額までを無償化の対象とします。
※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
- 日光市内の認可外保育施設等の利用料は現物給付です。現物給付とは、利用者の施設への支払い及び利用者の市への請求を省略し、施設が利用者に代わり、市から利用料を受け取る方法です。

○企業主導型保育事業

- 保育園、認定こども園、幼稚園に加えて、地域型保育や企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。無償化の対象となるためには、利用している企業主導型保育施設に対し、必要書類の提出を行う必要があります。

【問い合わせ先】保育課 保育係 ☎0288-21-5186

または各保育施設等

※認可外保育施設については直接施設へお問い合わせください。



6. 困ったときは…子育てについての相談先



○赤ちゃんについての相談

●赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、育児や健康の相談を行っています。

【費用】 無料

【問い合わせ先】 健康課 ☎ 0288-21-2756

(日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内)

●乳幼児健康診査・健康相談

お子さんの成長・発達を確認し、健康や育児について相談できる場所です。ぜひ、健康診査を受けましょう。

事業	内容
4か月児健康診査	身体測定、医師の診察(内科・整形外科) 保健師・栄養士による相談
8か月児健康診査	身体測定、医師の診察、保健師・栄養士による相談
12か月児健康相談	身体測定、保健師・栄養士による相談
1歳6か月児健康診査	身体測定、医師の診察(内科・歯科) 歯科衛生士によるブラッシング指導 保健師・栄養士・臨床心理士による相談
2歳児歯科健康診査	歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導 保健師による相談
3歳児健康診査	身体測定、尿検査、眼・耳の検査、医師の診察(内科・歯科)、 歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師・栄養士・臨床心理士による 相談
5歳児健康相談	保健師・臨床心理士による相談
すくすく子育て相談	身体測定、保健師・栄養士による相談

【問い合わせ先】 健康課 ☎ 0288-21-2756

(日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内)

●家庭訪問による在宅育児の支援

1歳児育児支援事業として、1歳児になった在宅の子どもを対象に育児や健康の相談を受け付け、家庭訪問を行っています。

【費用】 無料

【問い合わせ先】 地域子育て支援センター「ぼかぼか」 ☎ 0288-22-2299

(日光市今市412-1 日光ランドマーク3階)

○未就学児についての相談

●地域子育て支援センター「ぽかぽか」

子育てに関する相談や、情報提供、子育てサークルの育成・支援、育児講座の実施など様々な子育て支援事業を行っています。

【対 象】 就学前の親子

●ひろば

子育て中の親子が集まれる憩いの場としてお気軽にご利用ください。子育てについての相談もお受けしています。

名 称	所在地	電 話	対 象	開設日時
地域子育て支援センター「ぽかぽか」	日光市今市412-1 日光ランドマーク3階 (かましん日光ランドマーク店が入っている建物内)	0288-22-2299	就学前の親子	【こどもひろば】 ○月～土曜日 午前 9時30分～12時 午後 12時30分～4時 ○日曜日・祝日 午前 10時～12時 午後 12時30分～3時 ※年末年始を除く 【相談業務】 ○月～土曜日 午前8時30分～午後5時 ※祝日、年末年始を除く
日光親子ふれあいひろば	日光市花石町1942-1 日光福祉保健センター内	0288-54-3001		○月～金曜日 午前10時～午後3時 ※祝日、年末年始を除く
鬼怒川親子ふれあいひろば	日光市藤原29-1 清流保育園内	0288-25-6413		

【問い合わせ先】 地域子育て支援センター「ぽかぽか」 ☎0288-22-2299

保育課 保育環境係 ☎0288-21-5186

●ニコニコ子育て電話相談

地域子育て支援センター、日光親子ふれあい広場、鬼怒川親子ふれあい広場で子育て電話相談を開設しています。

地域子育て支援センター「ぽかぽか」	0288-22-2299	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時
日光親子ふれあい広場	0288-54-3001	月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後3時
鬼怒川親子ふれあい広場	0288-25-6413	

○子育てや児童に関する相談

～お子さんのことであれば、どんな相談内容でもお受けします～

●日光市家庭児童相談室

【相談内容】 ○子どものことで気になることや、困っていることがある。

○子育てのことで悩んでいる。

○育児ストレスを感じているが、近くに相談する人がなく孤立感をもっている。

○ご自分やご家族の病気の心配などで子どもの養育に不安がある。

【相談方法】 直接お越しいただくかまたは電話でご相談ください。

お越しいただくときには、事前に電話で連絡していただくと助かります。

ご家庭に伺うこともできます。

※お気軽にお電話ください。秘密は守られます。

相談員がお話を聴かせていただきます。

【場 所】 日光市今市1659-10（今市中学校前、シルバー人材センター隣）

【来所相談】 月～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時15分

【電話相談】 0288-30-7830（24時間対応）

●あおぞら教室

言葉やコミュニケーションに心配のあるお子さんに対し、言語聴覚士による相談を行っています。

【問い合わせ先】 健康課 ☎0288-21-2756

（日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内）

●子育て教室

子育てに不安や悩みのある方に対し、臨床心理士による相談を行っています。

【問い合わせ先】 健康課 ☎0288-21-2756

（日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内）

●早期教育相談室「たんぽぽ」

障がい等の課題をかかえるお子さんの教育や指導を行っています。

【問い合わせ先】 栃木県立今市特別支援学校 ☎0288-22-6417

（日光市瀬尾1640-22）



○休日の急患についての相談

●休日急患こども診療所

入院を必要としない比較的軽症のお子さん(中学3年生まで)が対象です。薬は基本的に1日分の処方になりますので、翌日かかりつけ医の診療を受けてください。

【診療科目】 小児科

【場 所】 日光市平ヶ崎109(日光市今市保健福祉センター内)

【診 療 日】 日曜日・祝日

【受付時間】 午前9時～午前11時30分

午後2時～午後4時30分

午後7時～午後10時

【問い合わせ】 ☎0288-30-7299(電話対応は診療日のみです。)



○突然の病気や誤飲の時には

●とちぎ子ども救急電話相談

お子さんの急な病気やけがに関する相談に看護師がアドバイスしています。

※慢性疾患や育児相談には応じられません

【問い合わせ】 ☎028-600-0099

(携帯電話及びプッシュ回線の場合は、局番なしの#8000)

【受付時間】 月曜日～土曜日、午後6時～翌朝8時

日曜日・祝休日、 24時間(午前8時～翌朝8時)

●中毒 110 番（財）日本中毒情報センター

たばこ、家庭用品、医薬品や動植物の毒などによって起こる急性中毒について、情報を提供しています。飲み込んだものによって対応が異なります。飲んだものを正確に把握し、直ちにかかりつけの医師または、119番に電話しましょう。

つくば中毒 110 番

【問い合わせ】 ☎029-852-9999

【受付時間】 毎日 午前9時から午後9時

大阪中毒 110 番

【問い合わせ】 ☎072-727-2499

【受付時間】 毎日24時間

タバコ専用電話

【問い合わせ】 ☎072-726-9922

【受付時間】 毎日24時間テープによる情報提供

○一時的に子どもを預かって欲しい時には

●日光市ファミリー・サポート・センター ※登録料・年会費は無料です。

子育ての手助けをしてほしい人と、子育てのお手伝いをしたい人とが会員になって助け合い、子どもの健やかな成長を地域で応援していくための会員組織です。

【対 象】 日光市内在住または在勤の方

【受付時間】 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時30分 土曜日：午前9時～正午

【利用料金】

* 預かり・送迎

区 分	月曜日～金曜日 午前7時から午後7時まで			土・日・祝日・年末年始と 左記以外の時間		
	30分	15分 増すごとに	1時間	30分	15分 増すごとに	1時間
通 常	350円	180円 加算	700円	400円	200円 加算	800円
病後児・軽病児	400円	200円 加算	800円	450円	230円 加算	900円
病 児	450円	230円 加算	900円	500円	250円 加算	1,000円

* 宿泊を伴う預かり

区 分	月曜日～金曜日 午後7時から翌日午前8時まで	土・日・祝日 午後7時から翌日午前8時まで
おおむね3歳から 未就学児	9,000円	10,000円
小学生	8,000円	9,000円

◇◇◇こんなサービスをしています◇◇◇
 保育園・幼稚園・小学校への送迎
 習い事の送り迎え、一時的な預かり
 病児・緊急預かり、産前産後家事援助 等

【問い合わせ先】 日光市ファミリー・サポート・センター ☎0288-21-4152 FAX:0288-21-4153
 (日光市今市399-6)

○児童虐待かも？・・・と思ったら

●体罰の禁止が法制化されました。

「しつけ」と称した体罰は、児童虐待です。体罰や暴言が子どもの成長・発達に悪影響を与えることが科学的に明らかになっています。保護者等による体罰の禁止が法律に明記され、2020年4月から施行されました。

●児童虐待とは？

保護者（親または親に代わる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。法律では次の4種類に分類され、以下のようなことを子どもに行うことが児童虐待と定義されています。

○身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、炎天下や真冬に戸外に締め出す、拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなど。

○性的虐待

性的行為の強要、性器や性的な行為を見せる、子どものポルノ写真を撮るなど。

○育児放棄（ネグレクト）

食事を与えない、不潔な衣類を着たままにさせる、子どもの健康や安全への配慮を怠る、家に閉じ込める、保護者の意思により学校へ行かせない、病気でも受診させない、家や自動車内に置き去りにする、同居人による虐待の放置など。

○心理的虐待

暴言、脅迫、無視、きょうだい間差別、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴言や暴力をふるうなど。

●虐待を受けたと思われる児童を発見したときは

すぐに栃木県中央児童相談所または日光市家庭児童相談室にお電話（通告）してください。通告は、虐待をしている人を処罰するというのではなく、その家庭に支援の手を差し伸べ、子どもや家庭を救うことにつながります。

もし、虐待ではなかったとしても、通告された方が責められることはありません。通告された方は特定されるようなことはなく、秘密は守られます。「もしかして…」と思ったら、ためらわずお電話ください。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

【連絡先】

栃木県中央児童相談所

☎028-665-7830

児童虐待対応ダイヤル

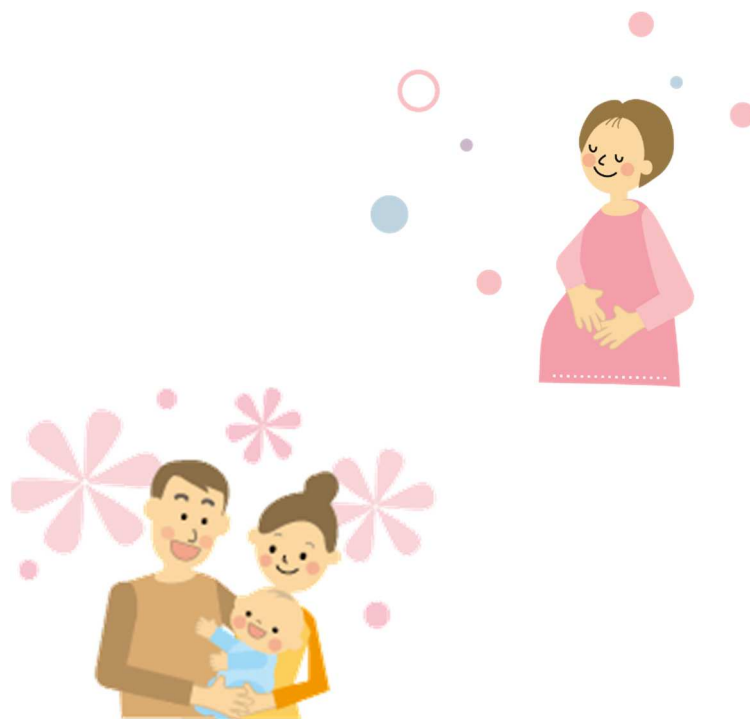
☎189(24時間電話対応)※通話が無料化されました。

日光市家庭児童相談室

☎0288-30-7830（24時間電話対応）

（日光市今市1659-10）

7. 子育て世帯への支援（助成・手当・貸付等）



○医療費等の助成、支援

●こども医療費

こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保護の向上と福祉の増進を図るため高校3年生相当までのこどもの医療費を助成します。

(1)助成対象

- ①日光市に住民登録のある、高校3年生相当まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のこども
- ②国民健康保険の加入者か、社会保険の本人または被扶養者(家族)である方

(2)助成額

保険診療の自己負担分と入院時食事療養費

うち市単独事業

- ★ 1レセプトあたり500円の自己負担分
- ★ 高校生の医療費
- ★ 入院時食事療養費

(3)助成方法

- ・県内医療機関…現物支給(柔道整復師を含む)
 - ・県外医療機関、入院時食事療養費…償還払い
- ※償還払いの場合、申請月の翌月25日が支払日

◇◇ 用語解説 ◇◇

「現物支給」・・・保険診療の自己負担分を日光市が直接医療機関に支払うので、窓口での医療費の支払いがありません。

「償還払い」・・・保険診療の自己負担分を窓口で支払い、後日子ども家庭支援課へ領収書を持参して申請すると、日光市から自己負担分が支払われます。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101



●妊産婦健康診査

健康診査は、妊婦さんや赤ちゃん、産婦さんが心身ともにより健やかに過ごすために、定期的に健康状態を確認するものです。その妊産婦健康診査に係る費用の一部を助成します。

(1)対象者

本市に住所を有しており、妊娠届出書を提出し母子健康手帳の交付を受けている妊産婦

(2)助成額の内容

- ・妊婦健康診査費：14回(回数により上限額が変わります)
- ・産後健康診査費(うつ健診を含む)：2回(2週間・1か月)

(3)助成方法

- ・県内医療機関等…受診票
- ・県外医療機関等…償還払い

(4)妊婦一般健康診査(多胎妊婦)の追加助成について

多胎の妊婦さんを対象に、妊婦健康診査14回分を超えて健診を受けた場合、6回分までを追加で助成(償還払い方式)。助成額1回につき上限5,000円

【問い合わせ先】健康課 ☎0288-21-2756

(日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内)

●妊産婦医療費

疾病の早期発見と受療を促進し、母子保健の向上を図るため、妊産婦の医療費の一部を助成します。

(1)助成対象

- ①日光市に住民登録のある、母子健康手帳を交付されている方
- ②国保の加入者か、社会保険の本人または被扶養者(家族)である方

(2)助成期間

妊娠届が受理された月の初日から出産(流産・死産を含む)した月の翌月末日までとする。ただし、受理された月以前でも妊娠4週目以降であれば、妊娠に起因する産科的疾患のため受療した場合に限り、その受療日からとする。

(3)助成額

保険診療の自己負担分

★うち市単独事業…1レセプトあたり500円の自己負担分

(4)助成方法

償還払い、申請月の翌月25日が支払日

【問い合わせ先】子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

●新生児聴覚検査

新生児聴覚検査は、赤ちゃんが産まれてすぐ行う聞こえの検査です。生まれつきの難聴は、早く発見し適切な治療や支援を受ける事で、お子さんのことばやこころの成長が育まれます。その検査に係る費用の一部を助成します。

(1)助成対象

検査日に、本市に住所を有している方

(2)助成額

上限額 5,000 円までの費用を助成します

(3)助成方法

- ・県内医療機関等…受診票
- ・県外医療機関等…償還払い

【問い合わせ先】 健康課 ☎0288-21-2756

(日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内)

●不妊症対策支援

経済的負担の軽減を図るため、夫婦が不妊治療を受ける場合にその医療費の一部を助成します。

(1)対象者

不妊治療が必要と医師に診断され、医療機関で不妊治療を受けた方で、次のすべてに該当する方

- 夫婦ともに補助金の申請日の1年以上前から引き続き日光市民であること
- 夫婦ともに医療保険の被保険者又は被扶養者であること
- 夫婦ともに市税及び公共料金を滞納していないこと

(2)対象となる治療

医療保険適用外の不妊症に係る治療(体外受精、顕微授精、人工授精等)

(3)助成の内容

1年度あたり1回まで申請可。1回につき上限額15万円まで助成。

※治療費用の合計額(国や県の補助制度がある場合は、治療費の合計額から受けることができる補助金の額を差し引いた額)の2分の1の額と15万円の少ない方の金額が市の補助金額になる。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

●不妊症対策支援

経済的負担の軽減を図るため、夫婦が不妊症治療を受ける場合にその医療費の一部を助成します。

(1)対象者

不妊症と医師に診断され、医療機関で不妊症治療を受けた方で、次のすべてに該当する方

- ・夫婦ともに補助金の申請日の1年以上前から引き続き日光市民であること
- ・夫婦ともに医療保険の被保険者又は被扶養者であること
- ・夫婦ともに市税及び公共料金を滞納していないこと

(2)対象となる治療

医療保険適用外の不妊症に係る検査及び治療

(3)助成の内容

1年度あたり1回まで申請可。1回につき上限30万円まで助成。

○不妊症とは

妊娠はするが、流産や死産などを繰り返し結果的に子供を持っていないこと。不妊症の定義は未だ決まっていなが、一般的には連続した流産・死産があれば不妊症と診断。また1人目が正常分娩で、2人目以降が続けて流産や死産になった際も不妊症の可能性がある(厚生労働省研究班)。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101



●ひとり親家庭医療費

心身の健康の向上を図り、もってひとり親家庭の福祉を増進するため、ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成します。

(1)助成対象

以下の助成要件に該当する児童※を監護する父や母と児童、又は父母のない児童を養育する養育者と児童(養育者に配偶者がいる場合は児童のみ)

※18歳に達する以後最初の3月31日までの間にある方

★高校3年生以下は、こども医療費助成制度が優先適用

(2)助成要件

- ① 父母が婚姻を解消し、現に婚姻(事実婚も含む)していない
- ② 父または母が死亡し、現に婚姻(事実婚も含む)していない
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にあり、長期にわたって労働能力を失っている
- ④ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑤ 母が婚姻によらないで出産し、現に婚姻(事実婚も含む)していない
- ⑥ 父または母の生死が明らかでない
- ⑦ 父または母が児童を引き続き1年以上遺棄している
- ⑧ 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた
- ⑨ その他父母ともに不明など

(3)適用除外

- ① 児童扶養手当法の所得制限による支給制限に該当するとき
- ② 生活保護法その他法令により医療費の給付を受けることが出来るとき

(4)助成額

保険診療の自己負担分

★うち市単独事業…1レセプトあたり500円の自己負担

(5)助成方法

償還払い、申請月の翌月20日が支払日

※ひとり親家庭医療費資金貸付制度があります。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

○ひとり親家庭の自立支援

- * 母子家庭・父子家庭の就業支援
- * 母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金
- * 母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金
- * ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金
- * ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 …も行っています。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子ども家庭係 ☎0288-21-5148

●養育医療費

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を助成します。

(1)給付の対象となる方

養育医療の給付対象となるのは、下記①かつ②又は③のいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認める場合です。

- ① 日光市に住所を有する1歳未満の未熟児
- ② 出生時の体重が2,000g以下
- ③ 生活能力が特に薄弱であって、下記ア～オのいずれかの症状を示すもの

対象となる症状
ア. 一般状態 a 運動不安, けいれんがあるもの b 運動が異常に少ないもの
イ. 体温 体温が摂氏34度以下であるもの
ウ. 呼吸器・循環器系 a 強度のチアノーゼを持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、または毎分30以下のもの c 出血傾向の強いもの
エ. 消化器系 a 出生後24時間以上排便のないもの b 出生後48時間以上嘔吐を持続するもの c 血性吐物, 血性便のあるもの
オ. 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの
カ. その他医師が必要としたもの

(2)養育医療の給付範囲

- 診察
- 薬剤または治療材料の支給
- 医学的処置, 手術及びその他の治療
- 食事
- 病院または診療所への入院
- 移送(特定の場合のみ)

※保険が適用されない治療費等(例:おむつ代, ねまき代, 差額室料, 文書料等)については、養育医療の給付対象外です。

(3)助成額 全額助成

【問い合わせ先】子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

●育成医療費

身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すると、将来に障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるものを対象に、指定自立支援医療機関における治療に係る医療費を支給します。

(1)給付の対象となる方

- ① 保護者が市内に住んでいる、18歳未満の児童
- ② 障がいがある児童で、身体障害者福祉法第4条別表に掲げる障がいと同程度の障がいを有する方 又は現存する疾患を放置しておく、将来において前記障がいと同程度の障がいを残すと認められる方であって、**自立支援医療(育成医療)指定医療機関**※1 における治療が**確実な治療効果を期待しうる**※2 方。

※1 指定医療機関以外での医療は、支給認定の対象となりません。

※2 障がいの認められないもの、将来障がいを残すと認められないもの、
治療又は回復の見込のない治療は対象となりません。

対象となる障害
視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又は、咀嚼機能の障害、肢体不自由、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、先天性の内蔵機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

(2)育成医療の給付範囲

指定自立支援(育成)医療機関で行う承認された疾患の治療のうち、次のものが対象となります。ただし、疾患により認められる治療が異なります。

- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術(マッサージ療法)
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護(訪問看護)
- ⑥ 移送(特定の場合のみ)

(3)助成額

全額助成

医療費、自己負担 500 円	現物給付
治療用装具費、食事療養費	償還払い

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

●予防接種

予防接種には、感染症から子どもを守るだけでなく、大きな流行を防ぐなど大切な社会的役割があります。

日光市では、医療機関で個人ごとに受けてもらう、個別接種という方法で予防接種を実施しています。適切な時期に接種するため、また経済的負担の軽減を図るため、費用は市が全額または一部を負担します。（接種期間を過ぎた場合は自己負担となります）

(1)定期接種

ロタ、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、BCG、MR混合（麻しん・風しん）、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎等、予防接種法に定められているもの
・接種費用…市が負担（接種期間を過ぎた場合は自己負担となります）

(2)任意接種

予防接種を受ける方または保護者と医師との相談によって判断し、行われるものです。任意（法定外）予防接種はすべて医療機関での個別接種です。また、任意の予防接種ですので、接種を希望する方は予防効果や副作用についてご理解の上で接種してください。

＊日光市では以下の接種費用を助成します！

○おたふくかぜワクチン（一部助成）

(3)その他予防接種費用助成

インフルエンザ予防接種（1才～小学6年生までの小児、中学生、高校生相当）の費用の一部を助成します。

※やむを得ない事情により市外で予防接種を受ける場合は、手続きが必要な場合があります。

市外医療機関宛に依頼書の提出が必要になりますので、必ず事前に手続きをしてください。

先に接種してしまうと助成が受けられません。

※対象年齢や接種スケジュール等詳細については下記までお問い合わせください。

**【日光市ニコニコ子育て応援サイト】
予防接種のスケジュール管理がカンタンに！
ぜひお試しください♪**



【問い合わせ先】健康課 ☎0288-21-2756

（日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内）

○各種手当

●児童手当

(1)支給対象 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

(2)支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円の支給となります。

※児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当は支給されません。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

●児童扶養手当

父(母)と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給します。

(1)支給対象

(2)の支給要件に該当する児童※を監護する父母、または父母が監護しない場合の養育者

※18歳に達する以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の政令で定める程度の障がいの状態にある方

(2)支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母に引続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が、母または父の申立により保護命令を受けている児童
- ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ その他父母ともに不明である児童

(3)手 当 額

子の人数	第1子(本体)	第2子加算	第3子以降加算
全部支給	月額 44,140円	月額 10,420円	月額 6,250円
一部支給	月額 44,130~10,410円	月額 10,410~5,210円	月額 6,240~3,130円

※児童2人の場合は10,420円、3人目からは児童1人につき6,250円が加算になります。

(平成29年4月より加算額も物価スライド制が導入されました。)

※一部支給の額は請求者の所得に応じて変動します。

※手当額は物価の動向により改定となる場合があります。

(4)所得による支給の制限

請求者(本人)の前年(1～10月の請求は前々年)の所得が下表限度額以上であるときは、手当の一部又は全部が支給されない。また、生計同一の配偶者、扶養義務者がいる場合、1人でも下表限度額以上であるときは、手当の全部が支給されない。

支給区分 扶養親族	請求者(本人)			扶養義務者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	1,920,000円以上	2,360,000円以上
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,300,000円以上	2,740,000円以上
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	2,680,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,630,000円未満	3,060,000円未満	3,060,000円以上	3,500,000円以上
4人～	以下380,000円加算	以下380,000円加算	以下380,000円加算	以下380,000円加算

※請求者本人に同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)、または老人扶養親族がある場合は100,000円、特定扶養親族がある場合は150,000円が(4)の限度額に加算されます。
 ※受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。

○所得額の計算方法

所得額 = 前年(前々年)年間収入 - 必要経費(給与所得控除額) - 下記の諸控除
 + 年間養育費総額の8割の額(請求者が母の場合のみ)

おもな諸控除の額	寡婦(夫)控除……………27万円※ ※請求者が父母の場合は控除しない	勤労学生控除……………27万円
	寡婦控除(特例)……………35万円※ ※請求者が母の場合は控除しない	配偶者特別控除、医療費控除等 ……………住民税で控除された額
	障がい者控除……………27万円	社会・生命保険相当額(一律) ……………8万円
	特別障がい者控除……………40万円	

(5)支給月日

5月(3.4月分)、7月(5.6月分)、9月(7.8月分)、11月(9.10月分)、
 1月(11.12月分)、3月(1.2月分)の11日

※支給日が土日に当たる場合は、前日または前々日に支給

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

●出産・子育て応援給付金

出産育児用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を行います。

(1)支給対象・内容

- ・妊娠届出時に健康課で面接をした妊婦さんに「出産応援給付金(5万円)」を支給
- ・赤ちゃん訪問を実施した保護者に、赤ちゃんの人数分の「子育て応援給付金(5万円)」を支給

(2)手続き方法

面接、又は家庭訪問(約45分かかります)で、妊産婦さんの心身の健康状態やお子様の成長発達、生活状況を伺います。その後、申請用紙を記入いただき、後日口座に振り込みます。

【問い合わせ先】

給付金に関すること：子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

面接・訪問・相談に関すること 健康課 ☎0288-21-2756

(日光市平ヶ崎109 日光市今市保健福祉センター内)

●すくすく赤ちゃん券

次世代を担う子の出生を祝うとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため30,000円分のすくすく赤ちゃん券を支給します(転入者には、子どもの転入から1歳までの月数に応じた枚数を支給します)。

(1)支給対象

新生児(1歳未満)を養育する保護者。

(2)支給内容

おむつ・授乳関連用品等購入券 30,000円分

【内訳】500円分の券×5枚、2,500円分の券×11枚

(3)申請期間

出生してから6ヶ月以内に申請。

転入者は、転入して6ヶ月以内または1歳の誕生日の前々日のいずれか早い日まで。

(4)使用期限

1歳になる月の翌月末まで。

(5)利用方法

- ①利用登録済みの市内の育児用品販売店でおむつ関連用品(紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき等)、授乳関連用品(粉ミルク、哺乳びん、替え乳首、母乳冷凍保存用パック、搾乳器、消毒グッズ等)と交換できます。
- ②日光市ファミリー・サポート・センターの産後の家事・育児支援事業の利用料としてお使いいただけます。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101

●遺児手当

父母の一方又は両方が死亡した児童について、児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため、遺児手当を支給します。

(1)支給対象

以下の支給要件に該当する、日光市内に住所を有する義務教育終了前(中学校卒業まで)の児童を監護する父や母、又は父母にかわって養育する者

(2)支給要件(次のいずれかに該当)

①父母の一方が死亡した児童を監護している父または母であって現に婚姻(事実婚も含む)していない

② ①で、父または母が監護しない場合、父母以外で児童を養育している

③ 父母ともに死亡した児童を養育している者。または養育する者がいない場合は児童のうち年長者

(3)手当額

児童1人につき 月額 3,000 円

(4)所得による支給の制限

前年における所得につき、地方税法に規定する市民税のうち所得割を課せられているときは、その年の6月から翌年の5月までは、支給しない。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子育て給付係 ☎0288-21-5101



○貸付制度

●ひとり親家庭への貸付制度（母子父子寡婦福祉資金貸付金制度）

母子父子寡婦家庭が経済的に困った時に生活の安定を図るため、また児童の就学などで資金が必要となった時に児童の福祉の向上を図るための貸付制度です。

(1)対 象

【母子父子福祉資金】

- ・20歳未満の子を扶養している母子父子家庭とその児童

【寡婦福祉資金】

- ・寡婦、40歳以上の配偶者のいない女性で現に児童を扶養していない方（扶養している子どもがない方は、前年度の所得が一定額以下の方）

(2)貸付の種類及び概要

就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

⇒限度額、利子及び連帯保証人の有無などについては貸付の種類により異なります。

(3)貸付金の事前相談について

貸付申請の前に事前相談が必要になります。母子・父子自立支援員がお話を伺います。

※貸付金の申請・審査・決定及び貸付までには所定の期間が必要となりますので、お早めに下記までお問い合わせください。

(4)貸付の審査

申請前に借受人、連帯借受人の方と面接を行い、貸付内容や償還方法等、必要事項について確認を行います。申請後、県の審査により適否、貸付額を決定します。

(5)償還方法

定められた期限内に、月賦、半年賦、または年賦で返済します。

【問い合わせ先】 子ども家庭支援課 子ども家庭係 ☎0288-21-5148



○小中学校に入学予定のお子さんがある世帯への支援

●入学準備金の支給（就学援助制度）

経済的な理由で小中学校へ就学することが困難な児童生徒のご家庭に、入学準備金を支給しています。

(1)対 象

下記のいずれかに該当し、入学年度の前年度 2 月までに準要保護に認定された世帯※1、かつ、翌年度に日光市立小中学校に入学するお子さんがいる世帯

※1 準要保護の認定要件

- 生活保護を停止または廃止された世帯
- 市民税が非課税または減免されている世帯
- 児童扶養手当の受給が認められる世帯
- 生活保護に準ずる程度に所得が低い世帯
- 病気や災害などの事情により収入が著しく減少した世帯 等

(2)申請方法

翌年度に新1年生となるお子さんの保護者様宛てに、秋ごろに市から申請書類が送付されます。入学準備金の支給をご希望の場合は、必要事項を記入し、学校教育課に提出してください。

(3)申請受付

12月1日～2月末日まで。申請書受理後、収入等の審査があります。

(4)支給金額

審査の結果、準要保護に認定された場合に支給されます。

- 小学校入学 40,600円
- 中学校入学 47,400円

【問い合わせ先】 学校教育課 学校教育係 ☎0288-21-5167



○小中学生がいる世帯への支援

●就学援助制度（準要保護）

経済的な理由で小中学校へ就学することが困難な児童生徒のご家庭に、学用品費、給食費、医療費、修学旅行費などの一部を援助する制度を設けています。

(1)対 象

日光市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、生活保護に準ずる程度に生活が困窮していて、援助が必要と認められる世帯(以下のいずれかに該当)。

- 生活保護を停止または廃止された世帯
- 市民税が非課税または減免されている世帯
- 児童扶養手当の受給が認められる世帯
- 生活保護に準ずる程度に所得が低い世帯
- 病気や災害などの事情により収入が著しく減少した世帯 等

(2)申請方法

学校から申請書類をお受け取りください。必要事項を記入し、収入状況がわかる書類等を添えて、学校に提出してください。

(3)支給について

実績に基づき、学校を通じて、学期ごとに支給します。ただし、認定の時期により支給金額が変わります。新入学児童生徒学用品費は、4月1日認定の1年生で、入学前に入学準備金の支給を受けずに入学した場合のみ支給します。

●通学費補助制度

(1)対 象

- ①公共交通機関を利用し通学する児童・生徒の保護者
※ただし、区域外就学の許可を受けて通学する場合及びスクールバス利用者は対象外。
- ②通学距離が小学校まで片道4km以上、中学校まで片道6km以上で、徒歩・自転車・自家用車の送迎等により通学する児童・生徒の保護者

(2)補助金の額

- ①公共交通機関利用の場合・・・世帯で年間 36,000 円を超える定期券等代の補助。
- ②徒歩・自転車・自家用車等の場合・・・月額 1,000 円(年額 12,000 円)を補助。

(3)申請方法

年度の初めに申請書を学校教育課に提出し、認定を受けてください。

(4)交付時期

請求書の用紙が3学期に届きます。学校教育課に提出後、口座に振込みます。
認定を受けていないと請求書は届きませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】 学校教育課 学校教育係 ☎0288-21-5167

8. 楽しく子育て…教育・子育て情報

○家庭教育

●親力アップ子育てセミナー

保護者の心の負担を軽くし、楽しく子育てできるよう“親力”を高めるセミナーを年に数回開催しています。子どもと一緒に“親”となる保護者も日々成長…少しコツをつかむだけで、ちょっと意識してみるだけで、より子育てが楽しくなるかもしれません！セミナーは各回嬉しい託児つき。同じ“子育て勉強中”の仲間と一緒に日々の楽しみや悩みを共有しながら、学びとリフレッシュのひとときを☆

♡対 象…子育て中の方、関心のある方ならどなたでも！

♡受講料…無料

♡場 所…市内公民館等

♡開 催…年1回

【問い合わせ先】生涯学習課 生涯学習係 ☎0288-21-5182

○青少年教育

●自然体験事業、研修事業

小学校高学年を対象に、市内の施設を利用して体験活動を行っています。青少年リーダー(※)や地域のボランティアの方と関わりながら、様々な体験活動を通して、社会性や社交性を養うことを目的としています。

※今年度は、小学6年生と中学1年生、ジュニアリーダーを対象とし、地元日光の宝を発見しその良さを再確認する「わがまちきりり発見隊」と同時開催として姉妹都市である八王子市で実施いたします。

【問い合わせ先】生涯学習課 生涯学習係 ☎0288-21-5182

※青少年リーダーとは

市の行事や子ども会活動を中心に地域活動を行う青少年です。当市では、この青少年リーダーを育成しています。主な活動はイベント時のレクリエーション指導や参加児童の引率・指導、スタッフとしての運営補助等です。中高生のことをジュニアリーダー、大学生相当以上をシニアリーダーと呼び、“リーダーのおにいさん・おねえさん”としての活動は、参加児童と地域の大人との架け橋となって、地域活動を円滑に運営し盛り上げることはもちろん、リーダー自身の成長にも繋がります。

活動はイベントの他、打合せやレクリエーション指導研修のため月に1回程度の定例会を開催しています。興味のある方は、生涯学習課生涯学習係(☎0288-21-5182)までお問い合わせください！



掲載内容は発行日現在のものです。
変更になる場合がありますので、
詳細については各問い合わせ先でご確認ください。

日光市子育て支援サービスガイドブック すくすく子育てにっこり日光

発行：日光市健康福祉部 子ども家庭支援課
〒321-1292
栃木県日光市今市本町 1 番地
TEL：0288-21-5148（直通）
FAX：0288-21-5105
